

(被害回復給付金支給法第21条第2項)

## 犯罪被害財産支給手続終了決定公告

令和8年4月10日

東京地方検察庁立川支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第1項第3号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

### 記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁立川支部 令和7年第3号
- 2 犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日 令和8年4月10日
- 3 終了決定をした理由 給付資金に残余が生じたものの、当該残余給付資金をもっては特別支給手続に要する費用等を支弁するのに不足すると認めため。
- 4 この公告に関する問合せ先  
〒190-8544 東京都立川市緑町6番地の3  
東京地方検察庁立川支部 犯罪被害財産支給手続担当  
電話番号 042-548-5055 (代表) 内線487

- 上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（東京地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記4のとおり）。
- 当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該判決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。
  - (2) 支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る判決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（東京地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。